

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成 25 年度地方財政状況調査」、「平成 26 年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成 26 年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成 25 年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が 2,896 億 6 千万円と、前年度の収入総額と比べ 4 億 5 千万円増、100.2% (1.7%) となった。主な税目で見ると、個人市町村民税が▲5 億 3 千万円(▲0.5 ポイント)、法人市町村民税が▲1 億 9 千万円(▲0.8 ポイント)、固定資産税が▲3 億 5 千万円(▲0.3 ポイント)と、それぞれ微減となっているが、平成 23 年度税制改正において法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置が実施されることに伴い、平成 25 年度から県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲したことにより、市町村たばこ税が、14 億 2 千万円(10.9 ポイント)の増となった。
- 2 徴収率は、調定総額 3,097 億 4 千万円に対し 93.5% であり、前年度に比べ 0.7 ポイント上昇した。これは、平成 23 年 4 月 1 日から業務を開始した長野県地方税滞納整理機構への滞納案件の移管や、移管予告による自主納付が増加したことに加え、市町村における徴収体制の強化が要因として挙げられる。
主な税目別に見ると、個人市町村民税が 0.7 ポイント、法人市町村民税が 0.2 ポイント、純固定資産税が 0.9 ポイントそれぞれ上昇した。(1 財政概要編 第 2 決算関係 2 平成 25 年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は 25 億 5 千万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、19 億 1 千万円で、全体に占める割合は前年度に比べ 1.4 ポイント上昇し、74.9% となった。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第 1 表のとおりである。固定資産税が 45.5%、市町村民税が 41.8% で、両税を合わせて全体の 79.0% を占めた。次いで、市町村たばこ税 5.0%、都市計画税 4.3%、軽自動車税 1.8% となった。

二 平成 26 年度の課税状況

1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 9、同法人税割 38、固定資産税 11 となっている（法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む）。

2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,073,681 人であり、前年度に比べ 526 人、ごく僅かに減少している。

納税義務者のうち給与所得者は 780,203 人と前年度に比べ 3,477 人(0.4 ポイント)減少しており、全体の 72.7%を占めている。

また、納税義務者の県人口(平成 26 年 4 月 1 日住民基本台帳人口)に対する割合は 50.9%である。

所得割の納税義務者は、926,937 人であり、前年度に比べ 1,659 人(0.2 ポイント)減少し、総所得金額等は 2 兆 6,393 億 1 千万円で前年度に比べ 575 億 3 千万円(0.7 ポイント)増加している。

所得控除額は 9,864 億 1 千 3 百万円と前年度に比べ 88 億 1 千 9 百万円(0.9 ポイント)増加し、税額控除額等は 30 億 4 千百万円と前年度に比べ 1 億 3 千 5 百万円(4.2 ポイント)減少している。

これらの結果、所得割額は 932 億 6 千万円と前年度に比べ 13 億 1 千 4 百万円(1.4 ポイント)増加している。

3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 26 年 1 月 1 日現在 47 億 1,359 万 m²で、前年度に比べ 4,232 万 m²減少した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 7 兆 5,068 億 1 千 5 百万円で、前年度に比べ 1,420 億 1 千 9 百万円(2.5 ポイント)減少した。また、課税標準額(法定免税点以上のもの。以下同じ。)は、3 兆 2,003 億 5 千万円で、前年度に比べ 670 億 3 千 6 百万円(1.9 ポイント)の減少となった。

次に、平成 26 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 1 億 8,715 万 m²で、前年度に比べ 67 万 m²(0.4 ポイント)増加した。課税標準額は、4 兆 4,763 億 3 千 1 百万円で、前年度に比べ 941 億 7 千 6 百万円(2.1 ポイント)増加した。

また、平成 26 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 1 兆 9,442 億 9 千万円で、前年度に比べ 554 億 7 千万円(0.3 ポイント)増加した。

価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 1.8 ポイントの増加、総務大臣決定分が 1.5 ポイントの減少、知事決定分が 0.4 ポイントの減少となっている。

三 税制改正の概要

平成26年度の市町村税に係る税制改正では、デフレ脱却・日本経済再生に向け、平成25年10月に、民間投資を活性化させるための法人課税等に係る税制措置が前倒しで決定された（「民間投資活性化等のための税制改正大綱」。以下「秋の大綱」という。）ほか、通常の年度改正では、平成26年4月に実施される消費税率引上げ（5%→8%）に対応するため、景気腰折れを防ぐための経済対策や、車体課税の見直し・地域間の税源偏在是正等の税制の抜本的改革が決定された。

個人所得課税

給与所得控除の上限設定等（所得税・個人住民税）

高所得層の給与所得控除額について、平成28年に係る所得（平成29年度分の住民税）以降、適用される給与等収入額、控除の上限額を漸次引き下げる。

	所得税		個人住民税	
	給与等の収入金額	<現行>	<改正案>	
給与所得控除	1500万円超	上限 245万円	上限 230万円	
	1200万円超 1500万円以下			
	1000万円超 1200万円以下	220万円 + (収入 - 1000万円) × 0.05	上限 220万円	
	660万円超 1000万円以下	186万円 + (収入 - 660万円) × 0.1		
	360万円超 660万円以下	126万円 + (収入 - 360万円) × 0.2		
	180万円超 360万円以下	72万円 + (収入 - 180万円) × 0.3		
	180万円以下	収入 × 0.4 (最低控除額 65万円)		
適用時期		平成29年度分の個人住民税に適用	平成30年度分以後の個人住民税に適用	

地方法人課税

法人住民税法人税割の国税化（法人住民税）

消費税率引上げによる地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とする

	法人住民税			
		<現行>	<改正後>	[]: 制限税率 <引下げ率>
法人税割税率	道府県民税	5.0% [6.0%]	3.2% [4.2%]	△1.8%
	市町村民税	12.3% [14.7%]	9.7% [12.1%]	△2.6%
適用時期	平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用			

※ 引下げ率相当分については、地方法人税（仮称）として国（税務署）に対し申告納付
 ※ 当措置の創設に伴い、地方法人特別税（国税）の規模を1/3縮小し、法人事業税（道府県民税）に還元

車体課税の見直し

1 自動車取得税の段階的引下げ、廃止

自動車取得税(約7割を市町村に交付)の税率を、消費税率8%への引上げ時(平成26年4月)において引下げ、消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)において廃止する。

自動車取得税				
適用税率			<現行>	<改正案>
	自家用自動車	5%	3%	廃止
	営業用自動車 軽自動車	3%	2%	
適用時期			消費税8%引上げ時 (平成26年4月)	消費税10%引上げ時 (平成27年10月予定)

2 軽自動車税の見直し

- ① 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)、小型特殊自動車の税率引上げ(自家用:1.5倍、その他:1.25倍)ただし平成26年度までに車検を受けた軽四輪車等については現行の税率を適用
- ② グリーン化を進める観点から、13年を経過した軽四輪車等に約20%の重課
- ③ 原動機付自転車及び二輪車の税率引上げ(約1.5倍、最低2,000円)

軽自動車税					
適用税率	区分		<現行>	<改正案>	
				標準税率	重課税率
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
原動機付自転車	50cc以下		1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下		1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下		1,600円	2,400円	
	ミニカー		2,500円	3,700円	
	軽二輪		2,400円	3,600円	
	二輪の小型自動車		4,000円	6,000円	
適用時期	<p>①、③ : 平成27年度分以降の軽自動車税に適用 ただし、軽四輪車等は平成27年4月1日以降に車検を受けたものから適用新税率を適用(実質的に、平成28年度分以降の軽自動車税から適用)</p> <p>② : 平成28年度分以降の軽自動車税に適用</p>				

1 生産性向上設備投資促進税制の創設(法人税・法人住民税)

生産性の向上に資する先端設備や、生産ライン等の改善に資する設備等の取得をした場合、投資を促すための税制措置を創設し、法人住民税にも適用する。

2 中小企業投資活性化税制の延長・拡充(法人税・法人住民税)

中小企業者等が、特定の設備等を取得した場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%)選択適用することができる法人税の措置について、適用期限を延長するとともに、内容を拡充する。

3 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例の延長(法人税・法人住民税)

中小企業者等の試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、適用期限を3年延長。

4 所得拡大促進税制の拡充(法人税・法人住民税)

中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等の支給額を増加させた場合に、支給増加額の10%を税額控除できる措置について、要件を緩和し適用期限を延長する。

資産税関係

1 ホテル・旅館の用に供する家屋に係る経年減点補正率の見直し

固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館の用に供する家屋に係る経過年数を45年(現行50年)に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

2 耐震改修を行った家屋等に係る固定資産税の減額措置の創設 ※秋の大綱決定事項

耐震改修対象建築物について、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、耐震基準に適合するよう改修を行った場合において、その旨を市町村長に申告したものに限り、改修工事の完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税について、2分の1に相当する額を減額する。

3 固定資産税の特例措置の創設 ※秋の大綱決定事項

- ・ 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準について、3年間(H26.4.1～29.3.31までに取得したもの)に限り、最初の5年度分につき、3分の2を参酌し2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で決定した割合とする措置を新設。
- ・ ノンフロン製品等に係る固定資産税の課税標準について、3年間(H26.4.1～29.3.31までに取得したもの)に限り、最初の3年度分につき、4分の3を参酌し3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で決定した割合とする措置を新設。
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規程等に関する法律による排ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準について、平成26年4月1日から同法による規制が開始されるまでの期間に取得したものに限り、最初の3年度分につき、2分の1とする措置を新設。

4 固定資産税の特例措置の延長

- ・ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。
- ・ 公害防止用設備の一部にわがまち特例を導入したうえ、2年延長。

その他

【国民健康保険税】

- ・ 課税限度額を次のとおり引上げる。
 - ① 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額 : 16 万円(現行:14 万円)
 - ② 介護納付金課税額に係る課税限度額 : 14 万円(現行:12 万円)
- ・ 低所得者の負担軽減措置について以下のとおり改正する。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含める。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 45 万円(現行:35 万円)に引き上げる。
- ・ 旧老人保健制度における拠出金にかかる費用を、標準基礎課税額に含めて徴収することとされている経過措置について、3年延長。

【不服申立て手続きの見直し】

- ・ 督促に欠陥があることを理由とする不服申立期間を、差押えに係る通知を受けた日の翌日から3月以内(現行:30 日以内)に延長。
 - ・ 固定資産の価格に係る審査申出について、審査の申出をすることができる期間を、納税通知書の交付を受けた日後3月以内(現行:60 日以内)に延長。
- ※上記改正は改正行政不服審査法の施行日より適用。